

平成 24 年 10 月 10 日

今般の行政書士用職務上請求書の偽造事件について（会長談話）

日本行政書士会連合会 会長 北山孝次

去る平成 23 年 11 月 11 日に偽造した職務上請求書を使用して、戸籍謄本や住民票の写し等を取得したとして、司法書士などが愛知県警に偽造有印私文書行使や戸籍法違反などの疑いで逮捕されました。更にそのうちの司法書士 1 名が東京都行政書士会の会員でもあり、行政書士の職務上請求書も偽造し、住民票の写しなどを不正取得したとして、12 月 13 日に追送検されました。

また、今般、平成 24 年 9 月 27 日には、同じく偽造した職務上請求書を使用して戸籍謄本などを不正に取得したとして、個人情報取引を仲介する「情報屋」と呼ばれるグループなどが立件され、東京都行政書士会の行政書士 1 名と元行政書士 1 名が愛知県警により逮捕されました。

昨年の行政書士の追送検後に当職は「会長談話」を日行連HP（H23.12.19）や月刊日本行政（H24.2 月号）に発表し、会員に対する注意喚起に努めてきましたが、再度の同種の事件報道により、国民からの著しい信用の失墜を招きました。

この二つの事件の関係は定かではありませんが、職務上請求書の偽造印刷が組織的に行われていたこと、偽造職務上請求書を使用した戸籍謄本等の不正取得が組織的に行われていた実態がうかがえます。その背景に、個人情報が取引されるヤミ市場やそれに関与する反社会勢力の存在もうかがえます。

言うまでもなく、職務上請求は行政書士や司法書士等が「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を用いて、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、職務上必要がある場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度です。それを悪用しようとする勢力や彼らが繰り出す誘惑に、私たちは敏感でなければなりません。

昨年の事件が報じられるまでも、運用的、技術的な不正防止策に加え、研修等を通じて個々の会員のコンプライアンスの徹底に努めてまいりました。平成 24 年 1 月には、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の改正を行い、平成 24 年度以降に配付する職務上請求用紙に日行連以外の者が印刷できない旨を表示する一方、印刷業団体にもその旨の周知を図りました。今後は加えて、反社会的勢力に毅然として対峙し、利用されないための知恵や職業倫理の確立がこの問題に対しても、喫緊の課題と考えるところです。

平成 23 年 9 月の会長会と 11 月の理事会で「暴力団等の排除に関する決議」を行いました。「交際しない」「利用しない」「金を出さない」「恐れない」の 4 ない運動の徹底や単体会への暴力団等排除対策委員会の設置努力などを掲げ、鋭意の推進をしているところです。

このような会員の不正への関与が、誠実に業務に精励している全国会員だけでなく、国民の皆様に対する背信行為となったことを肝に命じ、再発防止のためのあらゆる取り組みを進めてまいりますので、行政書士制度に対する一層のご理解をお願い申し上げます。

以上